

第24回八尾市男女共同参画審議会 会議録（概要）

1. 開催日時

令和6年8月27日（火）14時～16時

2. 開催場所

八尾市役所本館6階 大会議室

3. 出席者

委員：池本委員、大束委員、億委員、佐伯委員、朴委員、菱家委員、武藤委員、道原委員、森下委員

八尾市：大松市長、中野人権ふれあい部長、寺島人権ふれあい部次長

事務局：（人権政策課）宮崎課長、城戸課長補佐、成澤係長

4. 案件

（1）八尾市はつらつプラン（改定版）～第3次八尾市男女共同参画基本計画～の進捗状況について

- ・基本目標Ⅰ「男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成」
- ・基本目標Ⅱ「あらゆる分野における女性の活躍推進」
- ・基本目標Ⅲ「誰もが安心して暮らせる社会づくり」

（2）その他

5. 議事内容

【開会】新委員の委嘱及び紹介
市長挨拶

【意見概要】

案件（1）「八尾市はつらつプラン（改定版）～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」の進捗状況について

【資料1、2について】取組促進のご意見をいただきたい。

●会長

資料4（審議会等一覧）の84以下のところ構成を書かれていないの理由はなぜか。

●事務局

横棒は休会中の審議会である。

●会長

それは別枠が望ましいのではないか。

●億委員

女性員比率が高い上位3つは、介護や看護などのケアな部分である。障害児保育の女性委員は80%以上。福祉関係の社協になると、社会福祉審議会は25%。保育福祉系の審議会となると女性が多くなる。何かあるのか。

●事務局

八尾市社会福祉審議会の女性比率の25%という状況については、本審として、八尾市の社会福祉の様々なテーマの集合体になっており、そこに分科会として、地域福祉、高齢福祉、障害福祉、児童福祉、この4つの部門を、審議会分科会の会長に、委員として

参画いただいている。それぞれの分科会については、全て女性比率、40%をほぼ超えていると認識しているが、どうしても会長を担う委員は、男性が多く、25%となったということである。

●億委員

会議体の中で、男性だけでは気付かないことはあるはずである。女性委員が20%いればいいかは、また違うが、異性が入ることで、空気感が変わったり、面白くなったりする。メンバーの集め方もトップと副と二人として依頼すれば、もう少し集まるかもしれない。

とにかく、1番と2番の80%を女性が占めているところは是非考え直してほしい。

●会長

例えば1番2番で女性の委員の比率が高い。例えば、その方々が社協の審議会に入っただけができれば、社協の審議会の方も女性比率が上がると思う。

結局、男性がトップにいることに繋がっていく。はつらつプラン（改定版）の基本課題5や9で、女性の参画推進の結果がこの審議会の女性の登用比率に表れているというなら、様々な場面で働いている女性がその中で参画できるための仕掛けを作ることによって、審議会の女性比率が上がっていく。おそらく現状として社協は女性が多く活躍しているのに、管理職にはいないという状況が問題だ。社協でどのように仕掛け作りをしていくかということにも繋がってくると思う。

●事務局

説明不足で申し訳ない。社会福祉審議会については、社会福祉協議会の組織ではなくては、八尾市の社会福祉の全ての様々な計画を取りまとめて事業や施策を審議する会議体であり、八尾市が主体となっているものであり、社会福祉協議会とは別の組織である。

それぞれの委員を依頼する際には女性委員を意識しながら、選定している。ただ、介護や福祉は、まず女性の担い手が多い中で、そのトップ男性の方が多いという状況がある。その辺りも、事業所や、様々な機関を通じ、今後とも啓発を進めてまいりたい。

●森下委員

資料4の29番八尾市総合計画審議会の公募市民の数について、その他審議会を見ると横ばいであるが、この審議会だけ、昨年度は3名、今年度は8名になっている。これは何か、意図があるのか。

●事務局

市の様々な審議会は、それぞれのテーマに沿って、活動されている方、識見のある方や団体に依頼し、そこから代表の方に委員を担っていただき、意見をもらうという形が多い。その中に公募市民の方が数名いるというのが、本市の審議会の形である。

八尾市総合計画審議会は、八尾市の様々な政策全ての施策を網羅するような審議会になっている。今までは、先程言及した形で進んでいたが、昨年度から、審議会の形を変え、学識経験者を除き、全て公募市民の方にフラットな状態で、八尾市の総合計画について意見をもらう形になったと、担当課から聞いている。

●会長

公募委員を募集している委員会、審議会が少ないが、公募しないと、ほとんどが宛て職になってくる。宛て職だと長が出ることになるので、男性が多い。それ以外の人が参画するために、公募を積極的に取り入れることで、その関係している女性の方に参画してもらえるのでは。公募委員を増やすことも一つの方法ではないか。

●事務局

いわゆるポジティブアクションプランについても、市引き続き人権政策課としても審議会をもつところについてはヒアリングをしながら、働きかけをしていきたい。

● 朴委員

資料1の男女共同参画が実現していると思う市民の割合について、プラン改定時33.2%で割合が減ってきていると思うが、何か評価みたいなものがあるのか。

また資料2の、施策1、こどもの頃からの男女共同参画意識の醸成で、小中学校の命を育む教育に関わって、こども園にお話等を行っている方の話を聞くと、就学前のこどもたちからも色の色分けや、見ための問題について、普通に意識をし出てきているようだ。そういう意味では、こども部門でも、性の多様性について、もう少し充実していく必要があるのではと思う。

最後にその資料2の5ページで施策10の総合評価入札制度の実施について、何も言及がないので、何もなかったということを確認したい。

● 事務局

基本目標1のプラン策定時よりも下がってきている点について事務局の考え方として、コロナ禍が影響している。テレワークなどの導入により家族という時間が増えてきたため女性相談も増えたと感じている。確定要素ではないがコロナが重要な要素になったのではと考察している。

こどものジェンダー教育について、こども部門では現在計画を策定している。こども部局が各課へのヒアリングを通じて、どうすればこどもへの豊かな教育へつなげるのか全庁あげて考えているところである。

総合評価入札制度において、入札時の仕組みとして業者が男女共同参画の取り組みをしているところについては加点をするような制度があると聞いている。入札においても男女共同参画の視点が重要であるということは国の動きとしてもある。

● 道原委員

資料2の基本目標1、助産師の命の授業について、助産師は基本的に100%女性が担っている。命を育むそしてジェンダー平等、多様性などについて話すときに、性の話は女性の役割だという認識が、小さい頃から土壌としてあると、ケア要因は女性だ。性のこと、身体のことを相談するのは女性の役割だという認識となってしまう恐れがある。

講師も、助産師だけではなく例えばLGBTQの男性や保健室の男性養護教諭など、男性も踏まえながら性の話をする。男性も相談してもいいのだという視点が必要であり、こどもたちにとっても良い学びになると思う。

● 事務局

職業によって、男女差の割合が異なっているのが現状である。意見を担当課に伝えるとともに引き続きジェンダー平等について人権政策課としても男女関係なく教える側の性別についても考えていけたらと思う。

● 佐伯委員

資料2基本課題2の男女共同参画研修の受講者数が令和4年から令和5年で激減している。動画視聴による研修実施のメリットとして書いているが、令和5年度はリアルでやったものを動画研修したということか。

● 事務局

そうである。令和5年度の数値が落ちているという点については、80人ほどの男女共同参画推進員が各課1名ずついるが、令和3・4年度は推進委員以外の方々も受講してもらえた。令和3・4年度も動画受講であり、システムが変わったから受講が減ったという訳ではない。周知のタイミングに問題あったかもしれないが、受講者が全員受講できていないという点もある。今年度の研修については、男女共同参画推進員全員及び興味を持つ職員にも参加してもらえよう働きかけていきたい。

● 佐伯委員

窓口職場においても受講してほしいと考えるのであれば、時間を設けることを当たり前にししないと、数字を上げることは難しいと思うので、検討いただきたい。

続けて、3 ページ目の一番上。女性の相談件数についても、令和4年度から令和5年で激減している。理由はあるのか。

●事務局

令和4年から令和5年度で予約相談の枠を減らした。理由としては、同じ方が何度も予約をして、新規が予約できないという問題が出てきたため。常駐の相談員を設置し、予約なしの枠を増やして、予約相談の枠を減らした。現状予約枠は156ほどあるが、すべて埋まっているわけではない。予約なしのふらっと相談が増えている。令和4年の10月から予約なしで相談ができるふらっと相談を開始している。

●菱家委員

資料1の小中学校の管理職の割合について、24.1%と、目標の30%に近い数字になってきていると思うが、学校の先生の男女比は、女性の方が高いのではという印象を持っている。そういうところで、まず目標設定の30が妥当なのか。市の女性管理職の割合も目標設定42%であり、この30という数字自体がどうか疑問に思った。

資料4（審議会の一覧）の桂人権コミセンの数字が35.7%であり、極端に悪いわけではないが、おそらく2年任期で去年も今年も同じ委員という形になると思うが、地域の学習経験者など少し工夫をされれば上がるのでは。人権政策課のお膝元でと思っているがいかがか。

●事務局

ご指摘について、教育委員会に現在の男女の割合などのヒアリング、次期プランに向けて考えていきたい。

桂人権コミセンについて、ご意見いただいたとおりでと考える。今年度のヒアリングの中で、人権政策課として働きかけていきたい。

●佐伯委員

資料1の、市の男性職員の育児休業を取得率は増えているが、職員の出産補助休暇取得者率は減っている。目標達成にむけての取組の実績について、「取得期間の延長については同一の子について原則1回であり、特別な事情がある場合のみ再取得や期間の延長ができることとなっている」、育児介護休業法によると、再取得も容易にできるようになっていると思うが、市としてどのように取り組まれているのか、見解を聞きたい。

●事務局

1回しか延長できないという運用について、保育所に入れなかった場合など延長が認められているが、詳細については担当部局に確認のうえ、後日ご説明させていただきたい。

●佐伯委員

法律で言うと、一般企業であっても再取得や本人が希望するのであれば取得させるようにとなっているにも関わらず、市としてこういう取組しかできていないのであれば大問題である。

●池本委員

資料5の若い世代の意見交換会の再生回数が少ないと思う。この発信は効果的か見解を聞きたい。

●事務局

確かに伸び悩んでおり、阪南大学や近畿大学の学生に集まっていただき作成した。学生にも見てもらうよう伝えており、男女共同参画センターすみれのSNSで発信している。再生回数が伸びてこないということは課題に感じている。今後検討していきたい。

●佐伯委員

参加者 36 名に対して最低閲覧回数が 42。これは参加者以外の閲覧数が少なく、意味がない状態ではないか。

●副会長

昨年のこのワークショップでデート DV を取り上げた点が大きかったと感じる。若い人たちが当事者になっているかもしれないことについて認識していない可能性がある。気づくきっかけがなかったり、家でも話にくいテーマであったりするかもしれない。ワークショップで自然とテーマとして出たことで、学生にとっても考えるきっかけになったのではないかと感じる。

相談できる場所としての社会資源があるということや、役所がこのような取り組みをしていることを実際知らない学生も多いなか、実際に市役所に来て考える良い機会となった。

今後のワークショップのテーマについて、若年層は SNS で価値観の影響を受けている。特に女子学生がいわゆるルッキズムに関する影響を受けている。若者のメンタルヘルスを考えたうえでも必要となるのではと感じた。再生回数については、ホームページでも発信したが、どうすれば再生回数を伸ばしていけるか考えていきたい。

●事務局

今年度も意見交換会の機会を設けたいと思う。

参加していただく、学生たちにとっても、その後の繋がりや広がりがあるような取り組みをしていきたい。

●会長

資料 4 の防災会議について、防災会議の女性委員の比率が少ない。他市でも同様である。能登半島の地震においても見られたように、女性が防災に参画してないために、生理用品問題などが起こっている。普段から防災会議に女性が参画をすることが非常に必要だと考える。その考え方について資料 2 の基本課題 10（男女共同参画の視点による防災対策の促進）、事業を開催することで地域の防災として女性が参画する。ひいては防災会議の女性比率が増えていくといったやり方で果たしていいのか。

女性の防災意識の向上として令和 5 年度 1,412 人の女性が訓練や講演会に参加しているが、この防災会議の状況と、関連づけてどのような事業を行っていくか考えてほしい。審議会の女性比率の割合は、様々な事業をやってきた結果としての数値である。

つぎに、進捗管理表について、課題等の欄に課題が書いてあるものもあれば、実績みたいものが書かれているものがあり、進捗管理としてはどうかと感じる。

他市では、実績の横に ABC で評価をして、その評価に対する課題、今後の対策についてまとめられている。実績はわかるが、評価に対する課題になるので、評価の欄も設けてほしい。

数値だけでは不明瞭である。工夫が出来るのであれば対応願いたい。

●事務局

単に数字だけを並べるということではなく、その数字を担当課としてはどういうふう
に捉えていて、今後どういうことに繋げていくのかということを含めた資料に、作り直すなどして来年の審議会に向けて準備していきたい。

●億委員

相談事業について、相談者はあらゆる関係性で悩んでいて、最たるものが夫婦関係。男性のための相談も組んだほうがいいのかと思う。傾聴で終わると誤解を強化しているだけの場合もあるで、傾聴で終わらせないほうがいいのかのでは。

法律相談であると、法律のルールの中で、話をする。関係性を改善するための話は弁護士にはできない。

すみれの相談事業であれば、関係に対しての断絶ではなく、関係を結び直しや構築の方法を模索するのであれば、男性もターゲットにするべきである。指摘をする力が大事だと思う。SNSで自分の考えが評価されていく一方で、気づきにならない。アドバイザーリングを市でもやってくれたらと思う。

離婚事件の際、裁判所や、調停委員に相談員から伝えてほしい言うが、できないと言われるので、何のためにいるのかとを感じる。行政の方で、例えばいろんなアドバイザーの方が連携できる団体があれば、対応を考えてほしい。すみれにも考えてほしいと思う。

●事務局

男性相談について、令和5年度のすみれの予約相談は2件あった。すみれにはキャリアコンサルタントや心理カウンセラーなど様々な資格を持つ相談員がいる。単に話を聞いて終わるのではなく、すみれとして、何度でも来ていただき、そこから一歩踏み出していけるようなきっかけづくりをしていきたい。

●会長

すみれの相談で男性が来るといった時の対応は誰がしているか。

●事務局

対応は女性相談員が対応している。

●会長

男性相談、パートナーが相談するところを設けていくことは必要になってくると思う。その時には女性が相談を受けるのではなく、男性が相談を受けてほしい。男性が相談を受けていないことを今知った。他市でのニーズもある。八尾市ですぐに立ち上げるのは難しくてもドーンセンターに繋げるなどのネットワークを作っていたらと思う。

●事務局

男性相談があった場合は、大阪府の男性相談窓口のチラシを用意し案内している。男性相談員についても今後検討していきたい。

●佐伯委員

すみれのチラシを見ても男性が相談しようと思わない。工夫が必要である。別のチラシを作ってもいいのではないか。

男性相談員を配置するのが難しいのであれば、何曜日は男性がいるなど、工夫をしてほしい。

●事務局

女性の注意をひきやすいチラシになっているので、男性が相談しやすい雰囲気を作ると言う意味では、今後検討していきたい。

●佐伯委員

八尾市は広いが、すみれと市役所が近い。この辺に来ないと相談できないという課題についても考えてもらえたらと思う。

●会長

予約なしで相談ができる。相談をしやすい状況ができつつあると思う。その形を続けていただきたい。聞くだけでなく、一緒に解決方法を考え、アドバイスしてもらえたらと思う。

(資料5について)

●会長

場所はどこで開催されたか。すみれに行ったりしたのか。

●事務局

市役所で開催した。すみれ現地には行っていただくことはしていない。

●会長

まずは若い人たちにすみれに行ってもらうことが大事なのは。

●事務局

今年度は場所を決定していないので、場所やテーマを考えていきたい。

●池本委員

資料3見ても思ったが、若い人の利用者は少なく、すみれ自体を知っている人も少ない。認知度が低い理由として、スマホ触ると、インスタやゲームを優先してYouTubeを見ない。まず、ゼミですみれの資料を配ることや先生に頼んでネットで見させてはどうか。実体験として、この審議会について存在を知らず、大学の授業で紹介してもらい興味関心を持ち参加した。若い世代の認知方法として限定的ではあるが、ゼミでの周知は有効ではないか。

●事務局

大学に協力依頼しながら進められたらと思う。

●会長

大学だけでなく、高校生でもわかる内容であるので、市内の高校で見てもらえるような仕掛けやアナウンスをしてはどうか。もう少し低年齢層向け小中学生向けのものを作成してもらおうということもアイデアとしてはあるのでは。

●事務局

現状中学2年生に対しては、デートDVのリーフレットを夏休みに配布している。もっと若い世代に知ってもらおう工夫を考えていきたい。

●佐伯委員

QRで読み込むようすると、とりあえず読んでもらえるきっかけになるのでは。

●億委員

計画策定1年延伸は問題ないが、民法等が改正された。今回の改正ポイント簡単に言うと、離婚後単独親権であったが、共同親権を選択可能になった。今後選択について揉める可能性が高い。その対応は家庭裁判所となる。共同親権になった場合の親権行使のルール化や監護権や、日常行為は単独でできるなど複雑な法律になっている。令和8年5月（一部施行あり）の施行までに法務省でガイドラインが作られ、通達も出てくると思う。今回の改正はほのぼのとした甘い改正ではなく、行政窓口や学校でシビアな問題が関わってくると思う。家庭裁判所におけるルールとしてこれまでであったことが言語化されていった。行政に心配事について相談があると思うがアドバイスを間違えると大変なことになるので、学んでほしい。法定養育費や親子交流の促進や共同養育。行政に求められることが増えてくる。プラン延伸までに困難女性支援法や、民法改正もある。法改正を盛り込むのであれば、きちんと使えるように本当に勉強しなければならない。

●事務局

勉強不足で億委員にご指摘いただき、計画に盛り込むにあたって、深く知った上で国や大阪府の動きも注視しながら、職員として学んでいかなければと思う。今後の動きも踏まえて取り組んでいきたい。

●森下委員

資料6の令和6年度実施予定一覧の地域子育てセンター支援センター3か所、つどいのひろば8ヶ所へのアウトリーチ事業について。私は民生委員であるが、民生委員の中のこども主体の主任児童委員が、各小学校1人いる。八尾市には28名いる。つどいの広場には主任児童委員がスタッフで入っているところもある。主任児童委員に、つどいの広場から困っている家庭についての相談を聞いたこともある。実際困っている家庭があるので、アウトリーチで、支援してもらいたい。

●事務局

アウトリーチの意味を改めて感じたところである。今年度初の事業であり手探りではあるが、すみれに繋がってもらいなど、こういった支援が必要か模索していきたいと思う。

●道原委員

すみれでのテーマを募集していることについて。養護教諭をしていた時の経験として、こどものゲーム依存の話や、性暴力、デートDVの認知度の低さ、身体的暴力以外のDVの認知度の低さがある。実際避妊に協力してくれず6人目を妊娠している方からの相談を受けたこともある。DVではなくやわらかい表現で入り口を下げ、事業を実施しては。

●事務局

相談者の中にはDVとっていなかったという人も多く、気づきに時間がかかる人も多くいるので、DVというタイトルではなく、こういったセミナーなら参加しやすいといったテーマを設定する等していきたい。

●副会長

デートDVに限らず家庭内での様々なハラスメントについて、様々な場所で話し合えたり打ち明けたりできる場所が増えたらと思う。相談窓口の開所時間について、電話であれば夜間対応可能などの幅が出れば相談しやすくなるのではと感じる。

●事務局

現在、相談時間は、9時～17時まで平日のみとなっている。ご指摘の通りその時間に相談が難しいという方もいると思うので、休日や時間について検討していきたい。

●会長

審議会が年1回しか開催されないなので、昨年の意見について思い出すのが難しいため、他市でもあるように複数回開催があってもよいのではないかと。

●事務局

複数回開催について検討していきたい。計画の延伸については了承という認識でよろしいかと。

●会長

問題ない。

以上をもって本日の案件は終了する。

以上